

ＴＰＰ交渉に対する意見書

昨年１０月５日に米国アトランタの閣僚会合において、ＴＰＰ交渉が大筋合意に至り、本年２月４日には、ニュージーランド・オークランドにて、ＴＰＰ協定文や付属書の署名が行われたため、今後各国における国内承認手続きが行われることとなるが、農林水産物は全体の８割が即時もしくは段階的関税撤廃の対象となり、聖域とされた重要５品目についても３割が関税撤廃となるなど、我が国において、かつてない農畜産物市場の開放がなされる結果となった。

政府は、「総合的なＴＰＰ関連政策大綱」を策定し、一定の対策を講じるとともに、発効した場合の影響を試算しているが、農林水産分野はもとより食の安全・安心やＩＳＤＳ、医療制度等、国民のＴＰＰに関する懸念事項も含め、協定内容に関しては慎重な分析が必要である。

このため、農業者・関係団体等をはじめ広く市民から、ＴＰＰ協定の合意が農林水産業はもとより、関連産業へ甚大な影響を及ぼすのではないかと不安と懸念の声が高まっている。

よって、国におかれましては、ＴＰＰ協定の地方経済・社会に与える多大な影響と地方の悲痛な声を十分に踏まえ、特に、下記の事項について誠実に対応するよう強く要望する。

記

- １ ＴＰＰ交渉の大筋合意内容の全容と影響、さらには国会決議との整合性について説明責任を果たすこと。
- ２ 生産者の不安を払拭し、将来にわたり意欲と希望を持って農業に取り組めるよう、規模の大小や法人経営・家族経営を問わず、確実に再生産可能となる政策を構築すること。
- ３ 我が国の食料安全保障や食の安全・安心の必要性、農業・農村の果たす多面的機能を含めた農業理解促進活動を展開し、国産農畜産物に対する支持と信頼を高める実効性ある対策を創設すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２８年３月１１日

内 閣 総 理 大 臣 様
農 林 水 産 大 臣 様
内閣府特命担当大臣 様
(経済財政政策担当)

北海道北斗市議会